

令和7年度

**企業対象暴力に関するアンケート
調査結果の概要**

北九州市 総務市民局 安全・安心推進課

(北九州市暴力追放推進会議)

目 次

はじめに	1
I 調査の概要	2
II 調査結果	
(1) 要求等の有無について	3
(2) 最近1年間における要求等の有無について	3
(3) 要求を行ってきた者について	3
(4) 要求等の内容について	3
(5) 要求等の際の具体的な脅しの内容について	3
(6) 要求等を受けた場所について	4
(7) 要求等への対処の変化について	4
(8) 要求等への措置結果について	4
(9) 要求等への対処方法について	4
(10) 要求等への対処後の相手方の行動について	4
(11) 要求等に応じた金額について	4
(12) 要求等に応じた理由について	4
(13) みかじめ料について	5
(14) 事業者の業種について	5
(15) 暴力団員の社会復帰対策について	6
(16) 元暴力団員の雇用について	6
(17) 元暴力団員の雇用の条件について	7
(18) 福岡県暴力団排除条例について	7
(19) 福岡県暴力団排除条例の内容について	8
(20) 北九州市暴力団排除条例について	8
(21) 北九州市暴力団排除条例の内容について	9
(22) 暴力団排除条項について	10
(23) 暴力団排除条項の活用について	10
(24) 暴力団排除条項を規定しない理由について	11
(25) 相談窓口について	11
(26) 企業のお立場から見た体感治安	12
(27) 企業のお立場から見た繁華街	12
(28) 自由意見	13
III 全体考察	14

はじめに

本アンケートは、北九州市内の500事業所を対象に、暴力団等の反社会的勢力による事業所に対する不当な要求、そうした要求に対する事業所の対応、事業所からの要望等を調査することにより、今後の「企業対象暴力」対策のあり方を検討する資料とすることを目的として、令和7年10月中旬～11月末に実施し、その結果をとりまとめたものです。

ご多用中、調査に快くご協力いただきました各事業所の関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

「暴力団等反社会的勢力」とは

このアンケートにおいて、「暴力団等反社会的勢力」とは下記に挙げるものを指します。

- 暴力団
 - ・その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団）
- 暴力団員
 - ・暴力団の構成員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員）
- 暴力団準構成員
 - ・構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者、又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者
- 暴力団関係企業・団体
 - ・暴力団員が役員となっている事業者
 - ・暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - ・暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ・役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者などをいう。
- 総会屋等
 - ・総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- 社会運動等標ぼうゴロ
 - ・社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- 特殊知能暴力集団等
 - ・上記以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人

要求等とは

暴力団等反社会的勢力から金品の不当要求、契約締結の強要等をいう。

I 調査の概要

1 調査の対象事業所

- | | |
|------------|--|
| (1) 調査対象 | 北九州市内の事業所500社 |
| (2) 回答数 | 176社（回答率35.2%） |
| (3) 調査実施期間 | 令和7年10月16日～令和7年11月28日 |
| (4) 実施方法 | 調査票による郵送調査（回答は電子申請サービス） |
| (5) 調査実施機関 | 北九州市 総務市民局 安全・安心推進課
（北九州市暴力追放推進会議事務局） |

2 回答事業所の構成

(1) 業 種

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 建設業 | ・・・ 19社 |
| ② 製造業 | ・・・ 13社 |
| ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 | ・・・ 1社 |
| ④ 運輸・通信業 | ・・・ 15社 |
| ⑤ 卸売・小売業・飲食 | ・・・ 35社 |
| ⑥ 金融・保険業 | ・・・ 5社 |
| ⑦ 不動産業 | ・・・ 4社 |
| ⑧ 遊戯業 | ・・・ 0社 |
| ⑨ サービス業 | ・・・ 38社 |
| ⑩ 廃棄物・解体・破碎業 | ・・・ 4社 |
| ⑪ その他 | ・・・ 30社 |
| ⑫ 無回答 | ・・・ 12社 |

(2) 従業員数

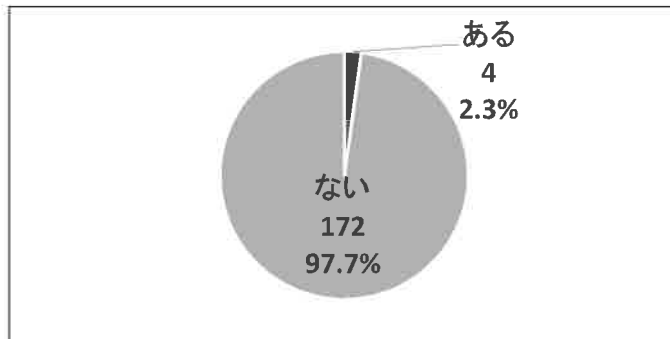
- | | |
|-----------------|----------|
| ① 50人未満 | ・・・ 114社 |
| ② 50人以上～100人未満 | ・・・ 17社 |
| ③ 100人以上～300人未満 | ・・・ 16社 |
| ④ 300人以上～900人未満 | ・・・ 10社 |
| ⑤ 900人以上～ | ・・・ 8社 |
| ⑥ 無回答 | ・・・ 11社 |

Ⅱ 調査結果

問1

【要求等の有無について】

貴社（所）はこれまでに暴力団等反社会的勢力から金品の不当要求、契約締結の強要等（以下「要求等」という）を受けたことがありますか。



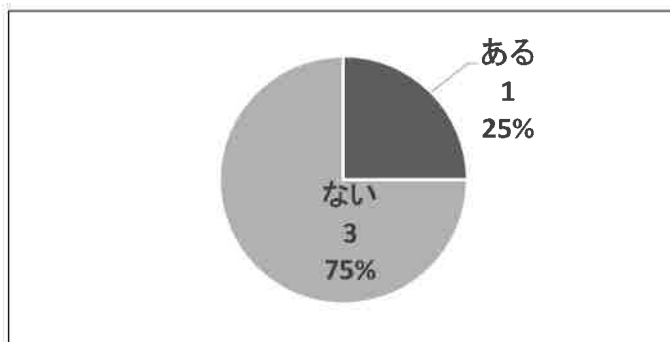
		回答者数	ある	ない	無回答
全体		176	4	172	0
		100.0%	2.3%	97.7%	0.0%
業種別	建設業	19	1	18	0
	製造業	13	0	13	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	1	0
	運輸・通信業	15	0	15	0
	卸売・小売業・飲食	35	2	33	0
	金融・保険業	5	0	5	0
	不動産業	4	0	4	0
	遊戯業	0	0	0	0
	サービス業	38	1	37	0
	廃棄物・解体・破碎業	4	0	4	0
	その他	30	0	30	0
	無回答	12	0	12	0

回答のあった事業所176社のうち、これまでに要求等を受けた経験の有無について「ある」と回答した事業所は、4社(2.3%)であった。
「ある」と回答した4社の業種は、建設業、卸売・小売業・飲食、サービス業であった。

問2 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【最近1年間における要求等の有無について】

最近1年間に、暴力団等反社会的勢力からの要求等がありましたか。

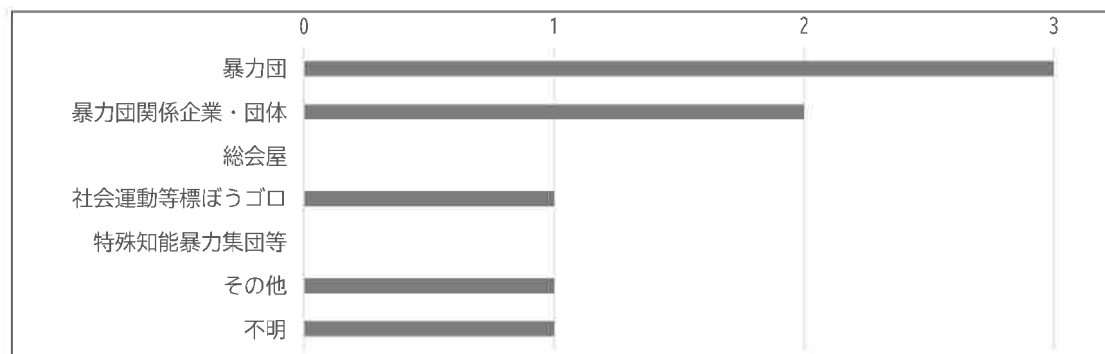


要求等があったと回答した事業所4社のうち、最近1年間に要求があったと回答した事業所は1社(25%)であった。

問3 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求を行ってきた者について（複数選択）】

これまでに、要求等を行ってきたのは誰ですか。

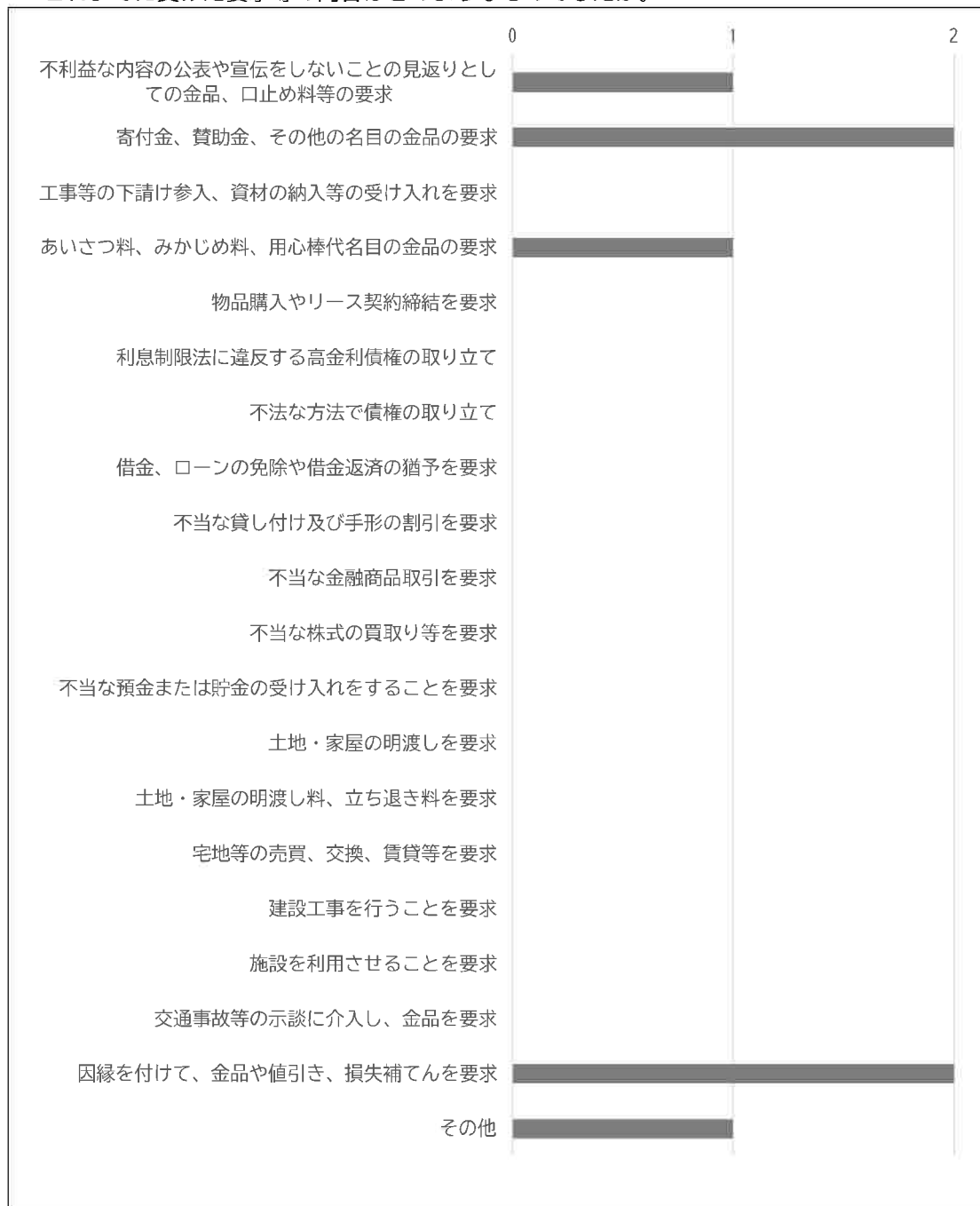


要求等を受けたと回答した事業者4社の、「要求等を行った相手」の問に対する回答は、「暴力団」が3社、「暴力団関係企業・団体」が2社、「社会運動等標ぼうゴロ」「その他」「不明」が各1社であった。

問4 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等の内容について（複数選択）】

これまでに受けた要求等の内容はどのようなものでしたか。

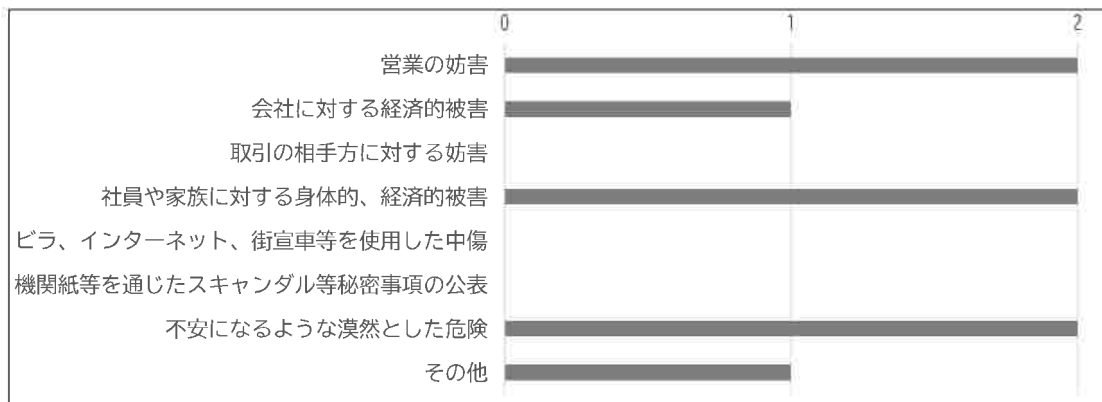


要求等を受けたと回答した事業者4社の、「要求等の内容」の間に対する回答は、「寄付金、賛助金、その他の名目の金品要求」「因縁を付けて、金品や値引き、損失補てんを要求」が各2社、「不利益な内容の公表や宣伝をしないことの見返りとしての金品、口止め料等の要求」「あいさつ料、みかじめ料、用心棒代名目の金品の要求」「その他」が各1社であった。

問5 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等の際の具体的な脅しの内容について（複数選択）】

これまでに受けた要求等の際に、拒否した場合にどのような危害が加えられると認識しましたか。

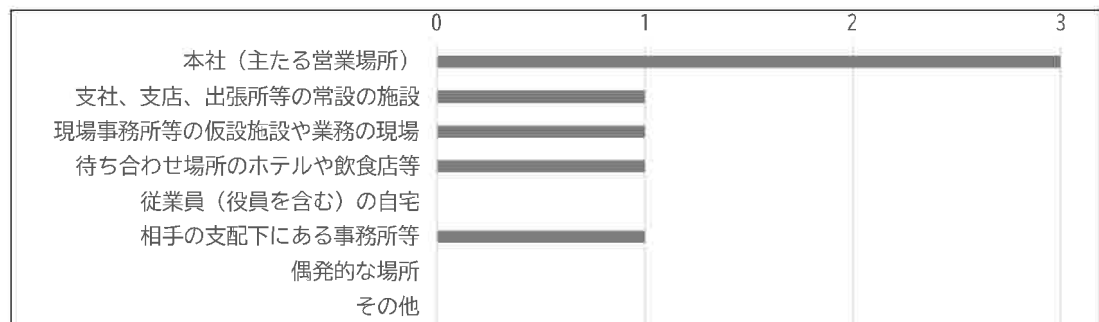


要求等を受けたと回答した事業者4社の、「要求を拒否した場合どのような危害が加えられると認識したか」の問に対する回答は、「営業の妨害」「社員や家族に対する身体的、経済的被害」「不安になるような漠然とした危険」が各2社、「会社に対する経済的被害」「その他」が各1社であった。

問6 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等を受けた場所について（複数選択）】

これまでに受けた要求等の場所について、どこで受けましたか。

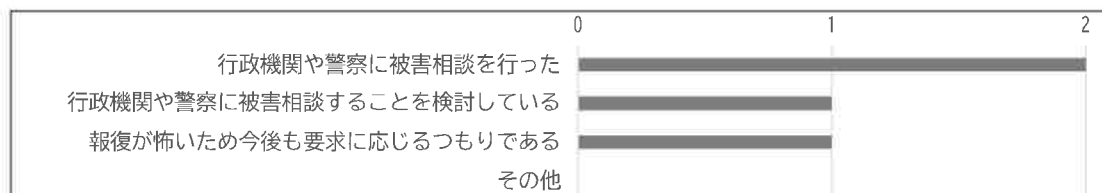


要求等を受けたと回答した事業者4社の、「要求等を受けた場所」の問に対する回答は、「本社（主たる営業場所）」が3社、「支社、支店、出張所等の常設の施設」「現場事務所等の仮設施設や業務の現場」「待ち合わせ場所のホテルや飲食店等」「相手の支配下にある事務所等」が各1社であった。

問7 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等への対処の変化について】

県警察による本市に拠点を置く特定危険指定暴力団の最高幹部らの逮捕（平成26年9月～）を受けて、これまでに受けた要求等に関する対処に変化はありますか。

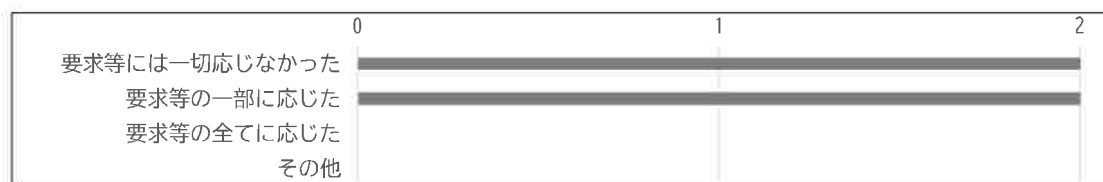


要求等を受けたと回答した事業者4社の、「県警察による特定危険指定暴力団の最高幹部逮捕以降、要求等に関する対応に変化があったか」の問に対する回答は、「行政機関や警察に被害相談を行った」が2社、「行政機関や警察に相談することを検討している」「報復が怖いため今後も要求等に応じるつもりである」が各1社であった。

問8 《この設問は、問1で「ある」を選んだ方のみ回答》

【要求等への措置結果について】

これまでに受けた要求等について、どのように対処しましたか。

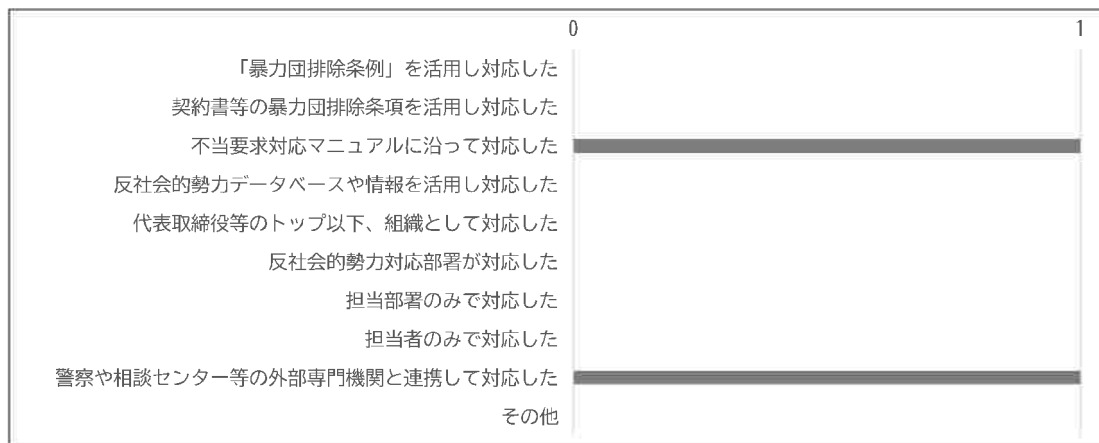


要求等を受けたと回答した事業者4社の、「要求等について、どのように対処したか」の問に対する回答は、「要求等には一切応じなかった」「要求等の一部に応じた」が各2社であった。

問9 《この設問は、問8で「1 要求等には一切応じなかった」を選んだ方のみ回答》

【要求等への対処方法について（複数選択）】

どのような方法で、金品等の要求に応じなかったのですか。

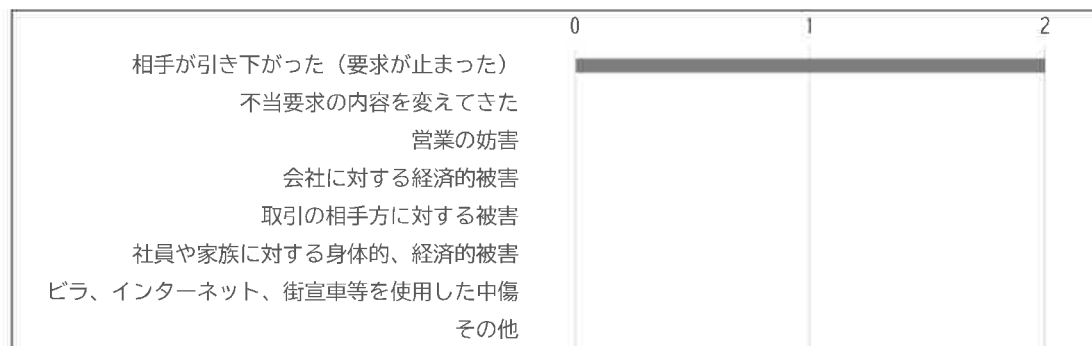


要求等には一切応じなかったと回答した2社の、「どのような方法で、要求に応じなかったか」の問に対する回答は、「不当要求対応マニュアルに沿って対応した」「警察や相談センター等の外部専門機関と連携して対応した」が各1社であった。

問10 《この設問は、問8で「1 要求等には一切応じなかった」を選んだ方のみ回答》

【要求等への対処後の相手方の行動について】

不当要求等を拒否した時の相手方の行動はどのようなものでしたか。

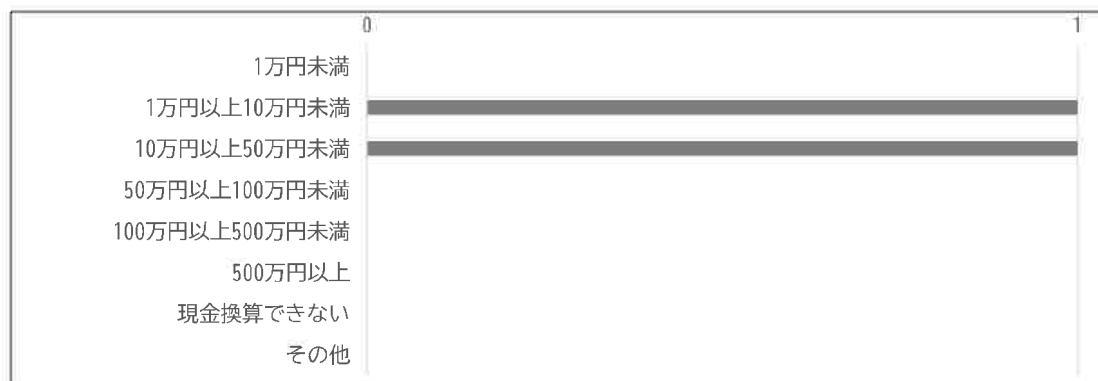


要求等には一切応じなかったと回答した2社の、「相手方の行動」の問に対する回答は、いずれも「相手が引き下がった(要求が止まった)」であった。

問11 《この設問は、問8で「2 要求等の一部に応じた」、「3 要求等の全てに応じた」を選んだ方のみ回答》

【要求等に応じた金額について】

これまでに受けた要求等に応じた金額は、いくらでしたか。

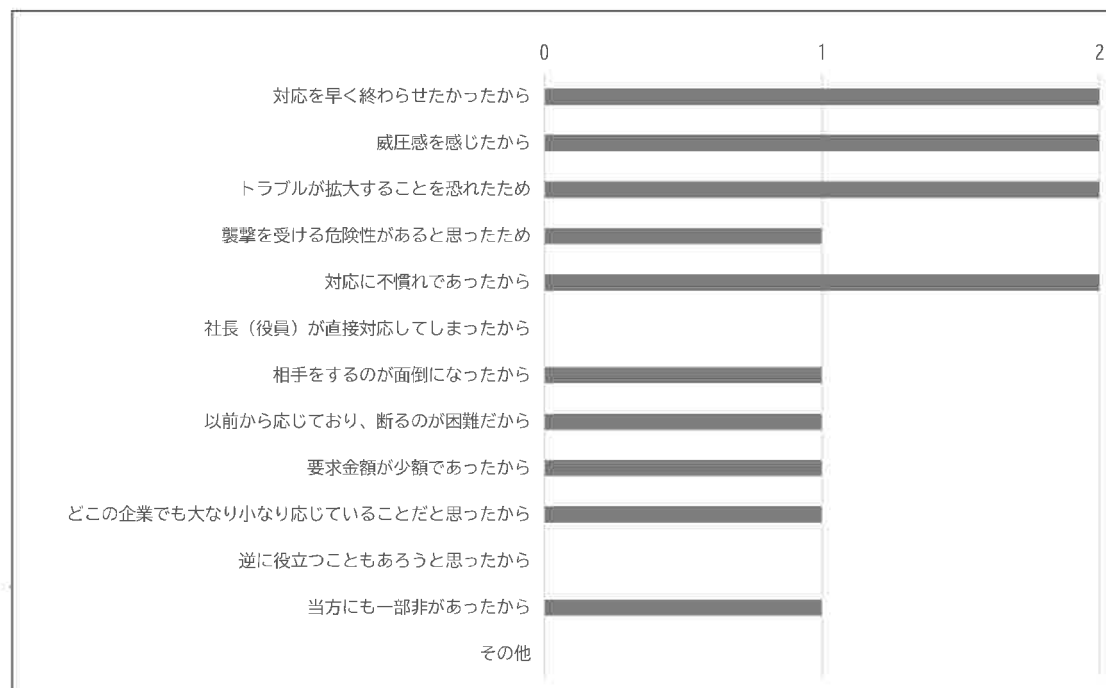


要求等の一部に応じたと回答した2社の、「要求等に応じた金額」の問に対する回答は、「1万円以上10万円未満」「10万円以上50万円未満」が各1社であった。

問12 《この設問は、問8で「2 要求等の一部に応じた」、「3 要求等の全てに応じた」を選んだ方のみ回答》

【要求等に応じた理由について（複数選択）】

金品等の要求に応じることにした理由はなんですか。

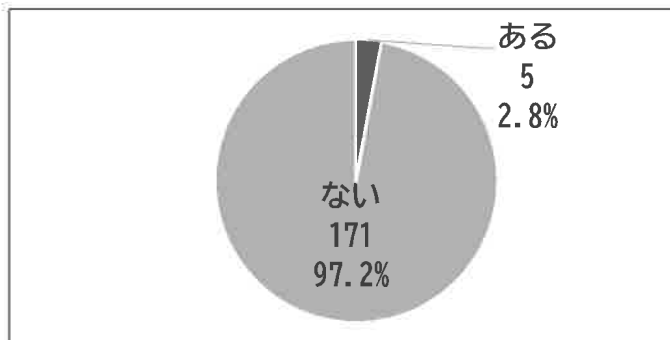


要求等の一部に応じたと回答した2社の、「要求等に応じた理由」の問いに対する回答は、「対応を早く終わらせたかったから」「威圧感を感じたから」「トラブルが拡大することを恐れたため」「対応に不慣れであったから」が各2社、「襲撃を受ける危険性があると思ったため」「相手をするのが面倒になったから」「以前から応じており、断るのが困難だから」「要求金額が少額であったから」「どこの企業でも大なり小なり応じていることだと思ったから」「当方にも一部非があったから」が各1社であった。

問13

【みかじめ料について】

貴社（所）以外の事業所が暴力団等反社会的勢力に不当にお金を払っているという話を聞いたことがありますか。

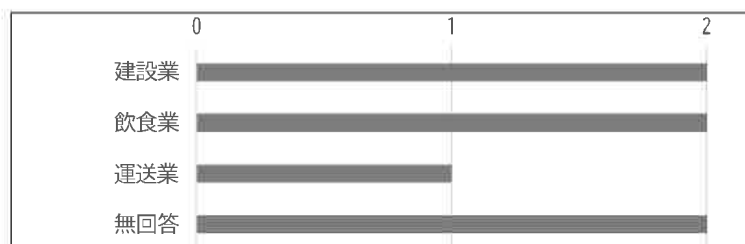


回答のあった事業所176社のうち、「不当にお金を払っているという話を聞いたことの有無」の問いに対して、「ある」と回答したのは5社（2.8%）であった。

問14《この設問は、問13で「ある」を選んだ方のみ回答》

【事業所の業種について（自由回答）】

暴力団等反社会的勢力に不当にお金を払っている事業所の業種が分かれば教えてください。

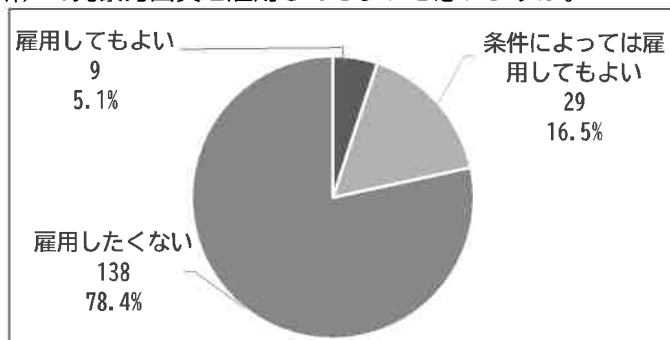


不当にお金を払っているという話を聞いたことが「ある」と回答した事業所5社の、「不当にお金を払っている事業所の業種」の問に対する回答は、「建設業」「飲食業」が各2社、「運送業」が1社であり、無回答が2社であった。

問15

【暴力団員の社会復帰対策について】

貴社（所）で元暴力団員を雇用してもよいと思いますか。

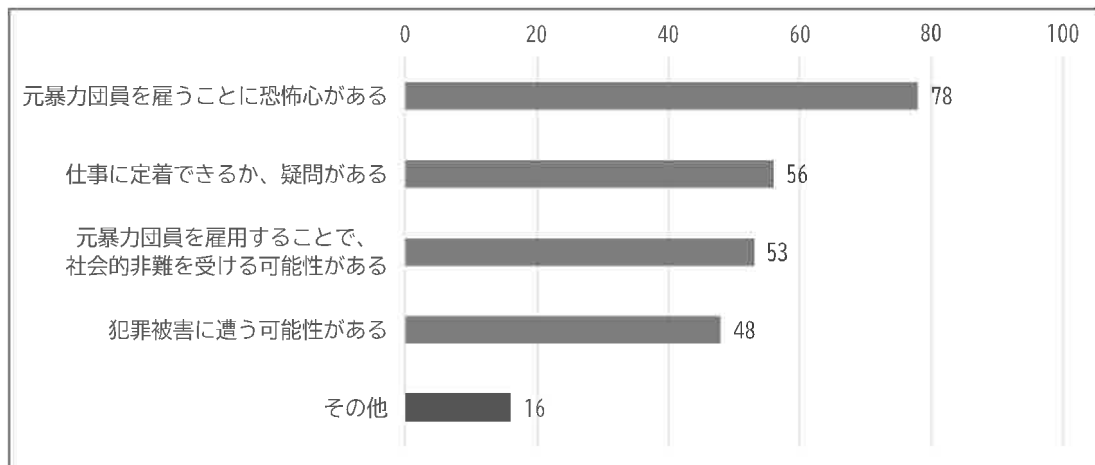


回答のあった事業所176社のうち、元暴力団員を雇用してもよいと思うかの問いに対する回答は、「雇用してもよい」は9社（5.1%）、「条件によっては雇用してもよい」は29社（16.5%）、「雇用したくない」は138社（78.7%）であった。

問16《この設問は、問15で「3 雇用したくない」を選んだ方のみ回答。》

【元暴力団員の雇用について（複数選択）】

元暴力団員を雇用したくない理由は何ですか。



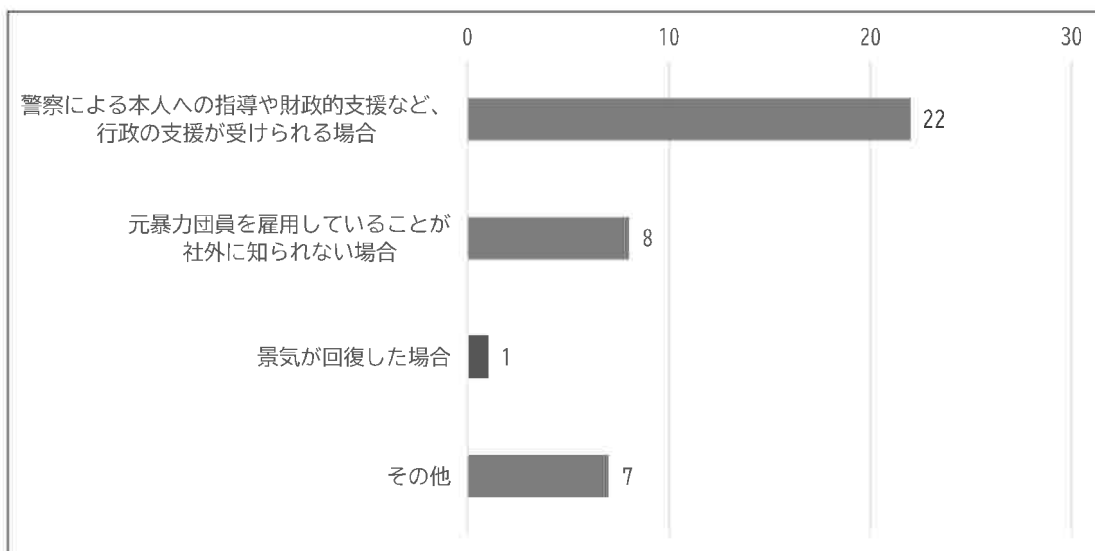
元暴力団員を雇用したくないと回答した事業所138社の、「雇用したくない理由」の問いに対する回答は、「元暴力団員を雇うことに恐怖心がある」が78社（56.5%）で最も多く、「仕事に定着できるか、疑問がある」が56社（40.6%）、「元暴力団員を雇用することで、社会的非難を受ける可能性がある」が53社（38.4%）と続いている。

その他の意見は、「教育面に不安がある」「元請けが嫌がる可能性がある」「得意先から受注を拒否される可能性がある」などであった。

問17《この設問は、問15で「3 条件によっては雇用してもよい」を選んだ方のみ回答。》

【元暴力団員の雇用の条件について（複数選択）】

元暴力団員を雇用するためには、どのような条件が必要ですか。



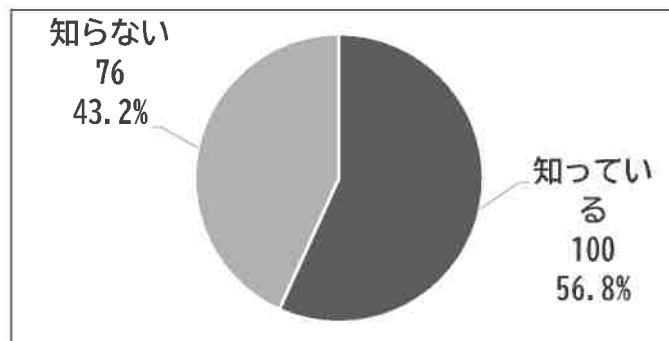
元暴力団員を条件によっては雇用してもよいと回答した事業所29社の、「雇用するための条件」の問いに対する回答は、「警察による本人への指導や財政的支援など、行政の支援が受けられる場合」が22社（75.9%）で最も多く、「元暴力団員を雇用していることが社外に知られない場合」が8社（27.6%）と続き、「景気が回復した場合」は1社（3.4%）であった。

その他の意見は、「暴力団と決別する意思や行動が認識できれば」「離脱して一定期間が経過している場合」「面接で人となりを把握してから」などであった。

問18

【福岡県暴力団排除条例について】

平成22年4月に施行（平成25年6月改正）された、事業所から暴力団への悪質な利益供与等に対し、全国初の罰則を定めた「福岡県暴力団排除条例」をご存知でしたか。

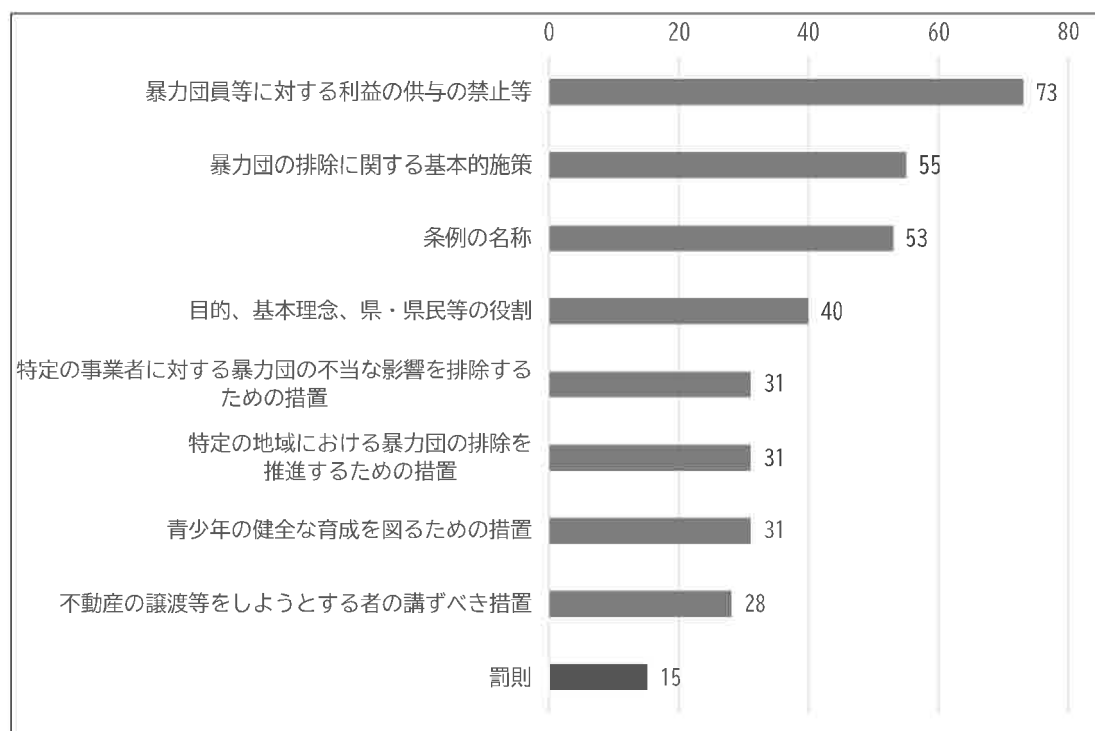


回答のあった事業所176社のうち、福岡県暴力団排除条例について、「知っている」は100社（56.8%）であった。

問19 《この設問は、問18で「1 知っている」を選んだ方のみ回答。》

【福岡県暴力団排除条例の内容について（複数選択）】

福岡県暴力団排除条例の内容について、どの程度ご存知ですか。

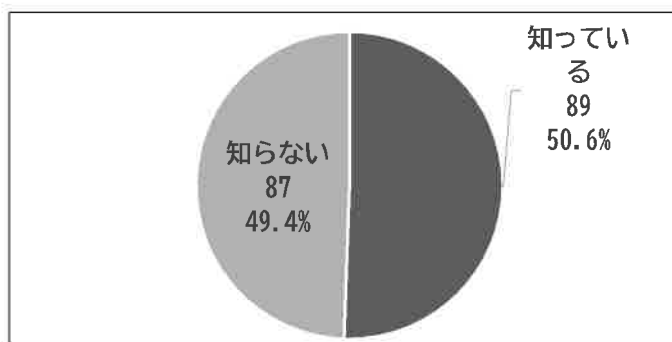


福岡県暴力団排除条例を知っていると回答した事業所100社の、「知っている内容」の問いに対する回答は、「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」が73社（73%）と最も多く、「暴力団の排除に関する基本的施策」が55社（55%）、「条例の名称」が53社（53%）と続いている。

問20

【北九州市暴力団排除条例について】

平成22年7月に施行した、「北九州市暴力団排除条例」をご存知でしたか。

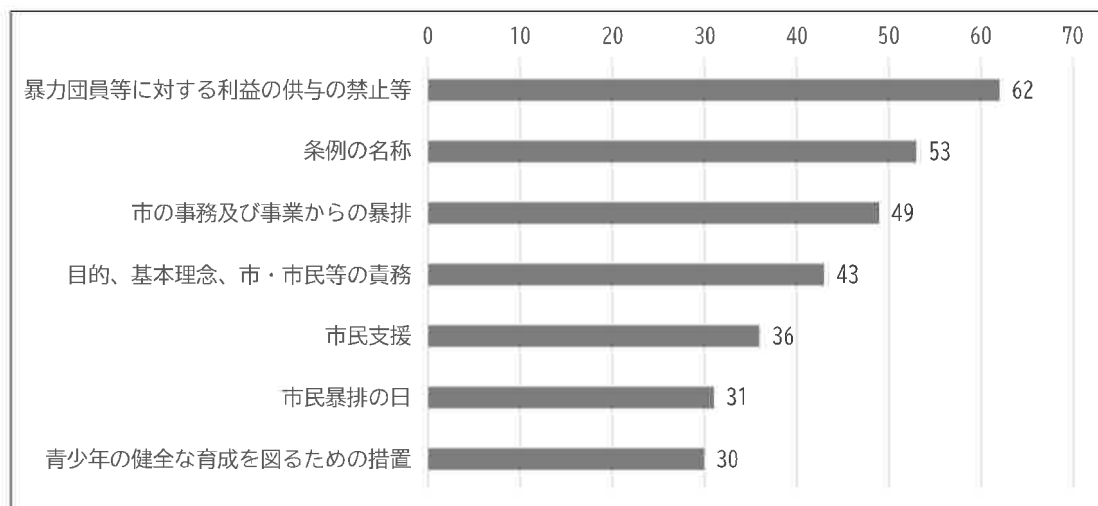


回答のあった事業所176社のうち、北九州市暴力団排除条例について「知っている」は89社(50.6%)であった。

問21 《この設問は、問20で「1 知っている」を選んだ方のみ回答。》

【北九州市暴力団排除条例の内容について（複数選択）】

北九州市暴力団排除条例の内容について、どの程度ご存知ですか。

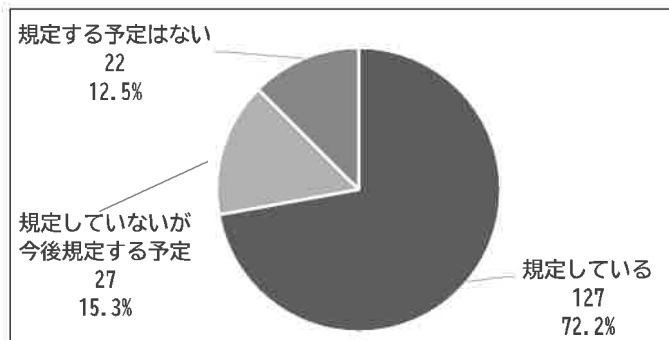


北九州市暴力団排除条例を知っていると回答した事業所89社の、「知っている内容」の回答は、「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」が62社(69.7%)と最も多く、「条例の名称」が53社(59.6%)と続いている。

問22

【暴力団排除条項について】

取引相手との法律関係を規定する契約書、規約、取引約款等のなかに、暴力団排除条項を規定していますか。



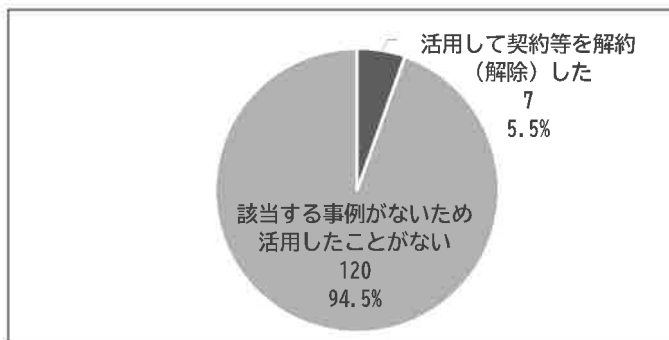
		回答者数	規定済み	今後規定	予定なし
全体		176	127	27	22
		100.0%	72.2%	15.3%	12.5%
業種別	建設業	19	18	1	0
	製造業	13	8	2	3
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	0
	運輸・通信業	15	13	1	1
	卸売・小売業・飲食	35	24	7	4
	金融・保険業	5	5	0	0
	不動産業	4	4	0	0
	遊戯業	0	0	0	0
	サービス業	38	27	7	4
	廃棄物・解体・破砕業	4	4	0	0
	その他	30	14	7	9
	無回答	12	9	2	1

回答のあった事業所176社のうち、暴力団排除条項について、「規定している」は127社(72.2%)、「規定していないが今後規定する予定」は27社(15.3%)であった。

問23 《この設問は、問22で「1 規定している」を選んだ方のみ回答》

【暴力団排除条項の活用について】

暴力団排除条項を活用して、契約等を解約（解除）したことがありますか。

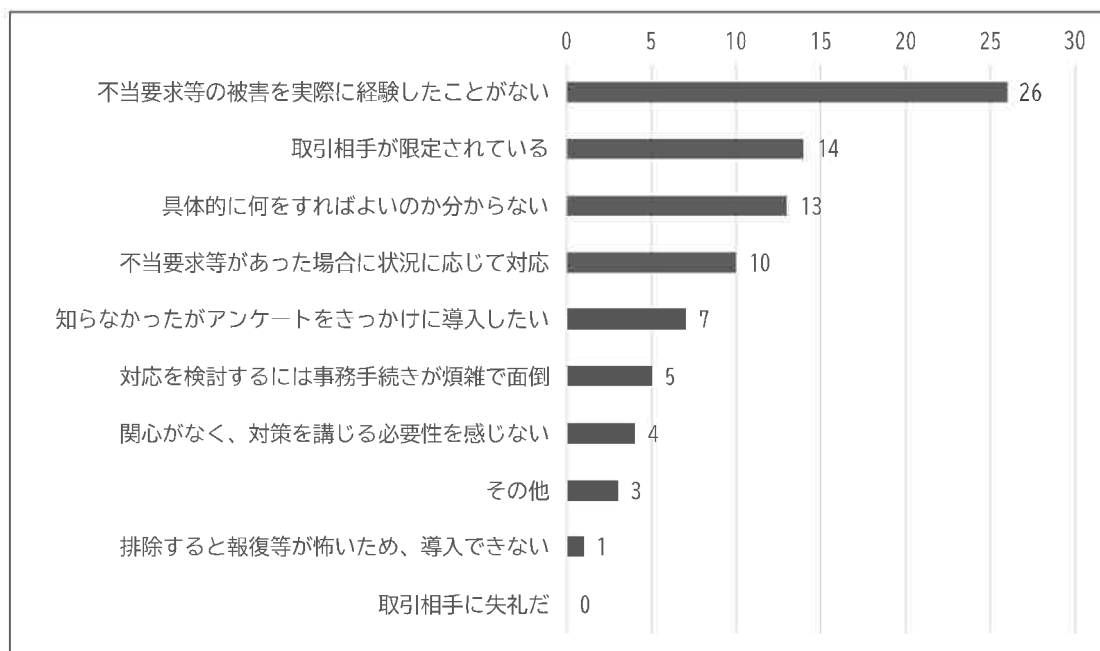


暴力団排除条項を規定していると回答した事業所127社のうち、「活用して契約等を解約（解除）した」と回答したのは7社(5.5%)であった。

問24 《この設問は、問22で「2 規定していないが今後規定する予定」、「3 規定する予定はない」を選んだ方のみ回答》

【暴力団排除条項を規定しない理由について（複数選択）】

暴力団排除条項を契約書、規約、取引約款等のなかに規定しない理由がありますか。



暴力団排除条項を規定していないと回答した事業所49社の、「規定していない理由」の問いに対する回答は、「不当要求等の被害を実際に経験したことがない」が26社(53.1%)と最も多く、「取引相手が限定されている」が14社(28.6%)、「具体的に何をすればよいのか分からない」が13社(26.5%)と続いている。

問25

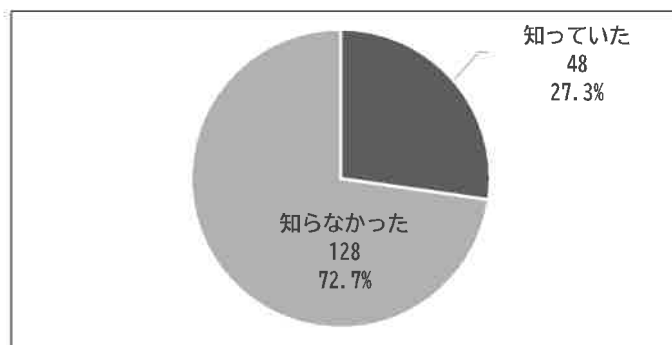
【相談窓口について】

不当要求等の被害を受けた場合や受ける恐れのある場合の相談窓口として、

○民事介入暴力相談 ☎093-582-2140・・・北九州市

○暴力追放ダイヤル ☎092-622-0704・・・福岡県警察

などがありますが、このような相談窓口（相談ダイヤル）をご存知でしたか。

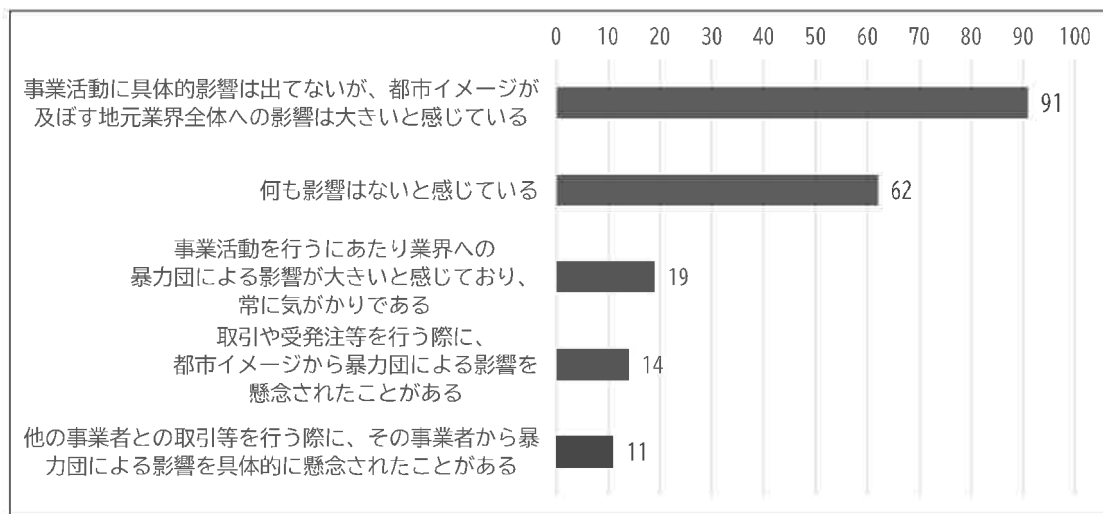


回答のあった事業所176社のうち、「不当要求等に関する相談窓口を知っているか」の問いに対する回答は、「知っていた」が48社(27.3%)、「知らなかった」が128社(72.7%)であった。

問26

【企業のお立場から見た体感治安（複数選択）】

貴社（所）では「事業活動を行う上での暴力団による影響」や「暴力団情勢を踏まえた都市イメージ」についてどのようにお考えですか。

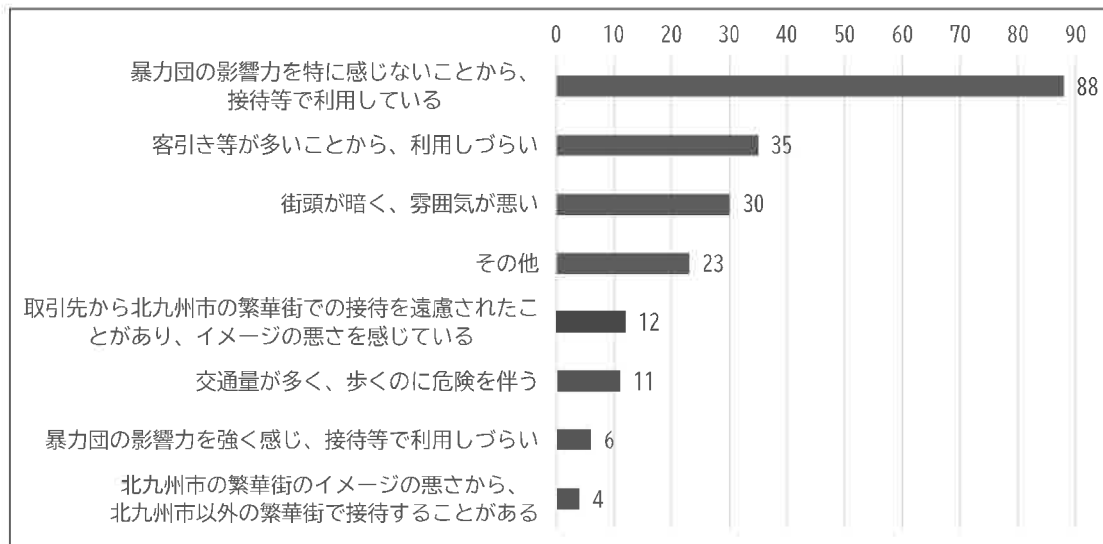


回答のあった事業所176社のうち、「企業の立場から見た体感治安」の問いに対する回答は「事業活動に具体的影響は出てないが、都市イメージが及ぼす地元業界全体への影響は大きいと感じている」が91社（51.7%）と最も多く、「何も影響はないと感じている」が62社（35.2%）「事業活動を行うにあたり業界への暴力団による影響が大きいと感じており、常に気がかりである」が19社（10.8%）と続いている。

問27

【企業のお立場から見た繁華街（複数選択）】

貴社（所）では、北九州市の繁華街（小倉地区・黒崎地区）について、どのようにお考えですか。



回答のあった事業所176社のうち、「企業の立場から見た繁華街（小倉・黒崎）」の問いに対する回答は、「暴力団の影響力を特に感じないことから、接待等で利用している」が88社（50.0%）と最も多く、「客引き等が多いことから、利用しづらい」が35社（19.9%）、「街頭が暗く、雰囲気が悪い」が30社（17.0%）と続いている。
その他の意見は、「繁華街での接待を必要としない（接待の機会がない）」などであった。

問 28

【自由意見】

貴社の事業活動を行う上で、暴力追放の分野で困っていること（例：不当要求対応要領等が徹底されていない、分からないなど）等、その他暴力団の根絶に向けたご意見、暴力追放推進施策に関するご意見がありましたら、自由にお書きください。

主なものは次のとおりです。

- 不自由は感じていない。安心な町になればと思う。繁華街の発展は必要に思う。明るく若い世代も楽しめる場になるといいかなと思う。
- 就職当時は旦過や紺屋町に暴力団風の人達をよく見かけたがこの10年は殆ど見かけなくなった。安心して夜の街を歩けるようになったと思う。
但し、市外県外からの採用者で「小倉のような治安の悪いところに就職するのはやめろ」と親から言われたという話はほぼ毎年聞く。
外からのイメージはまだ悪いのだと思う。
- テレビの取材の時ばかりみんなで集まって行進したり、見回りをしているところをアピールしているが、小さな事でも確実に一つ一つ立件し、暴力団の根絶に繋げていただきたい。
聞きたいのは暴力団追放活動の華々しい取り組みではなく、もう暴力団はこの街にはいなくなりましたという「暴力団根絶宣言」です。
- 今は暴力団の影響を感じることはない。
- ヤクザはヤクザ あなたたちが知らないだけ。
- 警察等から半年に一度でいいので現在の市内の暴力団情勢を聞きたい。
- 今はとくに影響はありませんが、事業を展開して行く上で大事なことです、社会生活ではルール無視では生きていけません。
いまは外国人も見受けられます。大丈夫でしょうか心配になります。
- 以前ほどの暴力団のイメージはないものの、未だにそういうイメージを持たれているとしたら、イメージアップされる街づくりや話題に欠けているからだと感じる。
- 鍛冶町飲食店を利用中、男性が来店し、町内会旅行積立金の集金と称して店主からお金を受け取っていた。
店主に町内会旅行とかいつ行くのか聞いたところ、誰も行かないし、「そんな旅行ない」との返事で、察した過去がある。

- 生活保護者で元暴力団の高齢の夫婦がかなりカスタマーハラスメントをしています。
従業員には、すぐに警察に伝えてと言っていますが、やはりなかなかできません。
- 暴力団の排除は必要ですが、その影響で逆に半グレや外国人のマフィアなどが大変気になります。薬物使用している若者が増えてきていると思います。
そちらの方が暴力団より怖いと感じます。
- 暴力団としては何も影響は今までありませんが個人的に、組員とかが買い物に来るのは知っています。
接客も、余計なことは言わないように気をつけています
- 警察等のおかげで暴力団による事件もあまり聞くこともなくなり、安全を感じられるようになった。

Ⅲ 全体考察

北九州市は、北九州市暴力追放推進会議と一体となって、「暴力や犯罪のない明るく住みよい北九州市」を目指し、警察や関係機関と連携して、暴力追放啓発活動や暴力団等排除活動に取り組んでいる。

本市では、過去に暴力団の関与が疑われる市民や企業を標的とした事件が相次ぎ、市民生活や健全な社会経済活動に大きな影響を及ぼしていましたが、平成26年9月からの県警察による集中取締り、いわゆる頂上作戦が行われて以降、本市における暴力団対策は着実に前進している。

また、企業においては、コンプライアンスが重視され、暴力団等を利用したり、資金提供したりすることは社会的批判を受けることになり、事業活動が困難になるおそれもあるため、企業から暴力団等を排除する仕組みを構築することが求められている。

今回のアンケートは、暴力団等による企業に対する不当な要求、そうした要求に対する企業の対応、企業からの要望等を調査して、今後の暴力団排除の取り組みや啓発活動に効果的に活用するために実施した。

（不当要求の実態）

- これまでに暴力団等反社会勢力からの金品の要求、契約締結の強要等（以下「要求等」という）を受けた経験の有無について、「ある」が2.3%（4社）、「ない」が97.7%（172社）の回答であった。

前回アンケート（令和5年）では「ない」100%（133社）であったのに対し、僅少ながら「ある」の回答が認められた。

「ある」と答えた4社のうち、最近1年間に要求等があった企業は1社であった。

- 要求等の相手についての回答は、「暴力団」が3社、次いで「暴力団関係企業・団体」が2社、「社会運動標ぼうゴロ」「その他」「不明」が各1社であった。

要求等の内容は、「寄付金、賛助金、その他の名目の金品の要求」「因縁をつけて、金品や値引き、損失補てんを要求」「不利益な内容の公表や宣伝をしないことの見返りとしての金品、口止め料の要求」「あいさつ料、みかじめ料、用心棒代名目の金品要求」等であった。

- 要求等を拒否した場合に、どのような危害が加えられると認識したかについては、「営業の妨害」「社員や家族に対する身体的、経済的被害」「不安になるような漠然とした危険」が各2社、「会社に対する経済的被害」「その他」が各1社の回答であった。

また、要求等を受けた場所については、「本社（主たる営業場所）」との回答が3社で最多であった。

- 要求等への対処は、「要求等には一切応じなかった」「要求等の一部に応じた」がそれぞれ2社で、「要求等の全てに応じた」企業はなかった。

要求等に応じた理由は、「対応を早く終わらせたかったから」「威圧感を感じたから」「トラブルが拡大することを恐れたため」「対応に不慣れであったから」などであった。

（暴力団員の社会復帰）

- 元暴力団員を雇用してもよいと思うかについて、「雇用してもよい」と回答した事業所は5.1%（前回3.8%）、「条件によっては雇用してもよい」は16.5%（前回13.5%）と前回調査から増加し、「雇用したくない」は78.4%（前回82.7%）で減少した。

- 「条件によっては雇用してもよい」と答えた２９社の元暴力団員を雇用する場合の条件は、「警察による本人への指導や財産的支援など、行政の支援が受けられる場合」が２２社で最も多く、「元暴力団を雇用していることが社外に知られない場合」が８社、「景気が回復した場合」が１社と続いた。

（暴力団排除条例の認知度）

- 福岡県暴力団排除条例（平成２２年４月施行）の認知度は５６．８％（前回５８．６％）と前回を下回ったが、北九州市暴力団排除条例（平成２２年７月施行）の認知度は５０．６％（前回４８．９％）と前回調査を上回る結果となった。
- 福岡県暴力団排除条例の内容に関する認知度は、「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」（７３社）が最も高く、続いて「暴力団排除に関する基本的施策」（５５社）であった。北九州市暴力団排除条例でも、「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」（６２社）の認知度が最も高く、次いで「条例の名称」（５３社）であった。

（暴力団排除条項）

- 取引相手との法律関係を規定する契約書等の中に暴力団排除条項を規定しているかについて、「規定している」事業所が７２．７％（前回７２．２％）と最も多く、「今後規定する予定」１５．３％（前回１３．５％）で、ともに前回調査を上回った。
- 暴力団排除条項を規定している事業所のうち、暴力団排除条項を活用して契約等を解約（解除）した経験は、「活用して契約等を解約（解除）した」事業所が７社、「該当する事例がないため活用したことがない」事業所が１２０社であった。
- 暴力団排除条項を規定しない理由は、「不当要求等の被害を実際に経験したことがない」が２６社で最も多く、「取引相手が限定されている」１４社、「具体的に何をすればよいのかわからない」１３社、「不当要求等があった場合に応じて対応」１０社と続いた。

（相談窓口の認知度）

- 北九州市民事介入暴力相談や福岡県警察の暴力追放ダイヤルの認知度は、「知っていた」が２７．３％（前回３５．３％）で減少している結果であった。

（企業から見た体感治安）

- 企業が感じる「事業活動を行う上での暴力団の影響」や「暴力団情勢を踏まえた都市イメージ」については、「事業活動に具体的影響は出ていないが、都市イメージが及ぼす地元業界全体への影響は大きい」が５１．７％（前回５７．９％）で最も高く、次いで「何も影響はないと感じている」が３５．２％（前回３３．８％）であった。

（企業から見た繁華街）

- 繁華街（小倉・黒崎）について、企業がどのように感じているかの問いでは、「暴力団の影響を特に感じないことから、接待等で利用している」が５０．０％（前回５７．９％）で最も多く、「客引きが多いことから、利用しづらい」が１９．９％（前回１９．５％）、「街頭が暗く、雰囲気が悪い」が１７．０％（前回１７．３％）と続いた。

(まとめ)

- 暴力団等から金品などの不当要求を受けたと回答した企業は、第2回調査（平成15年97社）以降、年々減少しており、平成23年（17社）以降は極めて少数で推移している。
- 暴力団員の社会復帰については、企業が元暴力団員を雇用する条件として「警察による本人への指導や財政的支援など、行政への支援」を求める回答が多くみられた。
- 体感治安や繁華街イメージについては、本市における暴力団対策が着実に前進していることもあり、暴力団に対する不安が取り除かれている傾向にある。
- 不当要求等が起きたときの相談窓口の周知、暴排条項の必要性、暴力団離脱者の社会復帰対策の重要性などについて、今後も継続的な啓発に努めていく必要がある。